

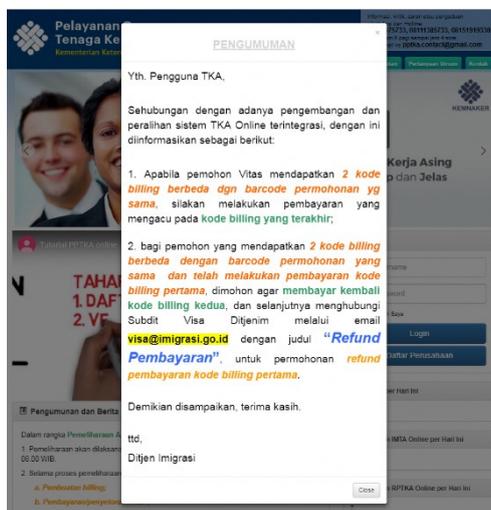
就労許可に関する新しい規定（大統領規程 2018 年第 20 号）について
その 2 ～システム状況～

「大統領規程 2018 年第 20 号」に基づいた労働許可申請に関する新しい規定について、当初、規程が公布された 3 ヶ月後（2018 年 6 月 29 日）に施行されると発表されていましたが、システムの移行不具合が発生したことや内部調整に時間がかかったことから、2018 年 10 月末までは、従来の申請手続きが利用されていました。しかし 11 月 1 日から新规定が適用され、新システムの導入が開始されました。未だ一部のシステムの不具合等で保留になっている部分がありますが、今回は、新システムにおいて初回申請を行う場合の申請手続き、従来の規定で就労許可を取得している方の新システム上での延長手続きについてレポートいたします。

【TKA Online と新システムについて】

TKA Online とは、外国人労働者雇用申請を行う際に使用しているオンラインシステムで、今まで労働省の管轄で運営管理が行われていたため、入国管理局との情報共有は行われていませんでした。今回、新しい規定においてシステムの見直しが行われ、労働省、入国管理局、財務省の 3 省局で情報が共有管理される新統合システムが開発されました。また冒頭でお伝えした通り 11 月 1 日からこの新システムでの申請が開始されています。なお、システム移行には不具合が発生することも予測されており、特別移行期間が設けられ、当面は、従来のシステムにおける申請も受付可能となっています。

実際に TKA Online の Web サイトを見てみると、ホームページにはシステムダウンによる Kode Billing の二重発行の発生とその対策について（下記写真：左）や、不具合発生により新システムの一時保留中につき従来システムでの受付続行について（下記写真：右）などのお知らせが掲載されています。（2018 年 10 月現在）



Sehubungan dengan penyempurnaan sistem online terintegrasi Kemnaker-Ditjen Imigrasi, penggunaan sistem tersebut ditunda sampai dengan pemberitahuan lebih lanjut.

Saat ini, proses pengajuan permohonan penggunaan TKA masih dapat dilakukan dengan sistem lama. Mohon maaf atas ketidaknyamanan ini, atas perhatiannya disampaikan terima kasih.

Direktorat PPTKA
ttd
Kasubbag Tata Usaha

（写真：TKA Online の Web サイトより参照 <http://tka-online.kemnaker.go.id/>）

また、今まで、労働省、入国管理局、財務省において、各々申請手続きが必要であった手間と必要申請時間から考えると、各省局の間で情報が共有管理される新システムでは外国人労働者雇用申請の窓口が一本化されることになり、手続きの簡易化と申請時間の短縮化が期待されます。

一方で、今までは各省庁間での情報共有管理が行われていなかったために出来た「現地で就労ビザ申請を行っている状況で Telex の発給を待ちながら、シングルビザを取得しインドネシアへ入国する」といった方法が、今後は新システムでの申請が定着するにつれ、難しくなることも予想されます。

【申請の流れと変更点について】

まず従来の手続きを簡単にまとめると以下のフローになります。(図1)

TKA Online の登録から在外インドネシア大使館/領事館において査証申請を終え、入国できるまで約2ヶ月、入国後は、滞在許可、数次再入国許可、市町村における住民登録、警察署における外国人登録など、地方により報告内容や種類は多少異なりますが、全ての報告義務手続きが完了するまで更に約1ヶ月かかりました。

※入国後の滞在許可取得まで完了した後、就労は可能です。



(図1)

上記、従来の申請フローに対して、新しい規定における申請は、簡単ですが以下のフローになります。

(図2) また、従来のフローとの変更点は、外国人就労者が取得していた IMTA (就労許可) が廃止され、RPTKA (外国人雇用計画書) で代替されると言うものです。新システムで現地延長手続き、または初回申請を開始する前に以下のポイントを確認頂く事をお勧めいたします。

- 申請者が雇用許可申請を行う現地法人での役職/ビザタイトルが取締役または監査役であるかどうか
- その申請者は雇用許可申請を行う現地法人の株主であるかどうか
- また、持ち株額が 1Million ルピア以上あるかどうか

雇用許可申請を行う現地法人が OSS (オンライン・シングル・サブミッション/統合許認可制度) で登録が済んでいて、且つ、NIB (事業基本番号) を取得している場合、上記ポイントを全て満たしていれば RPTKA 申請手続きも省略され図2左側のフローに沿って申請を進める事ができます。上記ポイントの内一つでも満たしていない場合は、図2右側のフローに沿って申請を進める事となります。なお、右側のフローについて現状では NIB 取得状況は特に問題視されていないようです。

また、下記図2の緑枠部分、滞在許可申請・取得については新システム施行開始から間もないことから情報が錯綜しておますが、大きく2つの情報が入っています。在外公館で確認しても曖昧な回答である状況から、実際に申請手続きを行ってみたいとわからないというのが実情です。

●情報 1：9月にジャカルタで開催された中央労働省主催セミナーでの情報によると、従来通り在外インドネシア大使館/領事館において査証申請・査証ステッカーの取得を終え渡航、インドネシア入国時の空港のイミグレにおいて（ジャカルタ、スマトラ、ジョグジャカルタ、バリに限る）写真・指紋登録を行い、同日 ITAS が電子メールにて発行・送付されるという情報。

●情報 2：報道や機関誌などによると、在外インドネシア大使館/領事館において査証申請を行う際は申請者本人が出頭し写真・指紋登録を行う必要があり、入国時空港のイミグレで査証ステッカー及び VITAS の発給・取得できるという情報。

いずれにしても、従来インドネシア入国後に行っていた KITAS 申請手続きが省略され、入国後直ぐに業務に従事することが可能になる事は確かです。



(図 2)

その他、現地延長手続き申請を行う上で、実例を踏まえ異なる点及び留意すべき事項をご案内します。

| | 従来 | 新規定 |
|------------|--------------------------------------|---|
| RPTKA | ・申請可能期間:最長 1 年間 ・年に 1 回延長可 | ・申請可能期間:最長 5 年間 *1 ・延長不可 *2 |
| Notifikasi | ・不要(従来では IMTA 申請に該当) | ・RPTKA(就労許可)取得期間内においては 12ヶ月毎に一度申請を行い Kode Billing の 発行を行う *3 |
| DPK-TKA | ・Kode Billing 発行後 30 日間以内に 支払いが必要 | ・Kode Billing 発行から 1 日以内(翌日)まで に支払いが必要 *4 ・RPTKA(就労許可)取得期間内においては 12ヶ月毎に 1 回支払いが発生 *5 |

*1*2: 従来は取得した最長1年間の RPTKA を必要に応じて延長していましたが、新规定では延長不可となる代わりに初回申請時に最長5年間の申請・取得が可能になりました。最大5年間の取得をした場合で満了に至らず EPO を行う場合、現状ペナルティーを課せられる決まりはありません。

*3: RPTKA を5年間取得した場合、RPTKA 自体は5年間有効となる為、従来行ってきた RPTKA の延長手続きは省略化されますが、Notifikasi の申請を12ヶ月毎に行う必要があります。

*4: Notifikasi 申請後2日後ほどで DPK-TKA 支払いにあたり Kode Billing が発行されます。DPK-TKA 支払い期日は、従来の30日以内に対し新规定では1日以内と手続きの短縮化が図られています。支払い期日を過ぎると発行された Kode Billing は無効化され、再度 Notifikasi の申請を行う必要があります。

*5: また、DPK-TKA 支払いに関しては上記*3*4に付随し12ヶ月毎に行われる為、最大5年間の RPTKA を取得した場合で満了に至らず EPO を行うケースにおいても、残存期間分の DPK-TKA 支払い義務はありません。

【OSS と TKA Online】

OSS(オンライン・シングル・サブミッション/統合許認可制度)とは、名称の通り今まで中央・地方含む他省庁でそれぞれ発行及び管理されていた許認可を、各省庁間の情報をオンライン上で統合させ、許認可の発行及び管理を1つの機関で行えるよう開発された新しいシステムです。現在はシステム開発資金元である経済省の管轄下で運営が行われています。

現状、まだ統合出来ていない省庁も複数あり、一部ペンディングになっている部分もありますが、会社登録として唯一の識別子である NIB (事業基本番号) 発行手続き、会社情報登録など、初期段階の操作については通常稼働しています。この NIB は今後全ての許認可申請や変更手続きにおいて必要となる番号となるので、なるべく早く取得する事をお勧めします。

また、現在は経済省によって開発及び運営管理が行われている OSS は、2019年より BKPM (投資経済調整庁) へ移行する方針のようです。また、時期は未定ですが TKA Online も OSS へ統合される予定なので、2019年以降の投資許可、就労許可、その他許認可申請に関する全ての問合せは、BKPM が窓口を担う体系となりそうです。

11月1日より新规定に基づき新システムでの申請が開始されている状況ですが、上記の通り今後も引き続き改善されながら定着が進んでいく見込みです。システム移行期間中に就労許可期限を満了される方や、新規申請を検討されている方は、最新情報のチェックを行っていただくとともに、早めのご相談を行っていただく事をお勧めいたします。

★岡山県インドネシアビジネスサポートデスク (PT. JC内) 概要★

所在地: Rukan Tanjung Mas Raya Blok B-1 No. 29

Jl. Raya Lenteng Agung, Tanjung Barat, Jagakarsa,
Jakarta Selatan 12530 INDONESIA

デスク担当者: PT. JC 武井 和宏 (たけい かずひろ)

対象エリア: インドネシア全域

※「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」では、岡山県内に事業所を有する企業や経済団体等のインドネシアでの事業展開を支援しています(岡山県から[公益社団法人 日本インドネシア経済協力事業協会](#)に業務を委託)。ご利用に当たっては、「[岡山県インドネシアビジネスサポートデスク](#)」[利用の手引き](#)をご覧ください。また、[岡山県産業企画課マーケティング推進室](#)(電話 086-226-7365)までご相談ください。

※本レポートは岡山県内企業のインドネシアでの事業展開の一助とするため作成されたものであり、サポート対象に該当しない個別のお問い合わせには対応していません。